

事務連絡  
令和2年7月17日

各都道府県  
（観光、総務、人事、市区町村担当課扱い）  
各指定都市  
（観光、総務、人事担当課扱い）

御中

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）  
総務省自治行政局地域政策課  
公務員部給与能率推進室

### 公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について

令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「G o T o キャンペーン事業」）のうち「G o T o トラベル事業」（以下「本事業」という。）については、令和2年7月10日に、同月22日から同事業を開始する旨を発表したところですが、公費出張については、下記を踏まえ対応していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 本事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。本事業の概要として7月10日に発表したものは、別添1を御参照ください。
- 2 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりません。
- 3 そこで、国においては、別添2のとおり、観光庁から衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び各府省庁に対し、公費出張における本事業の利用の自粛について要請したところです。
- 4 各地方公共団体におかれても、以上の趣旨に則り適切に対応していただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

5 本事務連絡は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

**【連絡先】**

- ・ G o T o トラベル事業に関すること  
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）  
電話：03-5253-8329
- ・ 本事務連絡に関すること  
総務省自治行政局地域政策課  
電話：03-5253-5523  
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室  
電話：03-5253-5549